

報 道 資 料

令和3年3月23日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第248号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第199号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年3月22日
 - ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
 - ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（監察課）
 - ◎ 対象行政文書：ア
 - (ア) 警察職員による道路交通法違反事案の処分について（伺）
 - (イ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (ウ) 懲戒審査要求書
 - (エ) 警察職員による自動車運転過失傷害及び道路交通法違反事案の懲戒審査委員会及び公安委員会説明資料の作成について（伺）
 - (オ) 勧告書
 - (カ) 懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）
 - イ
 - (ア) 警察職員による保険金詐欺未遂事案の処分について（伺）
 - (イ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (ウ) 懲戒審査要求書
 - (エ) 警察職員による詐欺未遂事案の懲戒審査委員会及び公安委員会説明資料の作成について（伺）
 - (オ) 勧告書
 - (カ) 懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）
 - ウ
 - (ア) 警察職員による地方公務員法違反事案の処分について（伺）
 - (イ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (ウ) 懲戒審査要求書
 - (エ) 警察職員による地方公務員法違反事案の懲戒審査委員会及び公安委員会説明資料の作成について（伺）
 - (オ) 勧告書
 - (カ) 地方公務員法（秘密を守る義務）違反事案の処分実施について（伺い）
 - エ
 - (ア) 警察職員による盗撮事案の処分について（伺）
 - (イ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (ウ) 懲戒審査要求書
 - (エ) 警察職員による盗撮事案の懲戒審査委員会及び公安委員会の資料作成について（伺）
 - (オ) 勧告書
 - (カ) 懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
- 決 定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
 - イ 当該職員及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、身上調査書の一部、事案の端緒及び内容の一部、処分理由の一部
 - ウ 処分量定の一部
 - エ 当該職員の申立て内容、事情聴取内容
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。

イ 上記不開示部分のイ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

ウ 上記不開示部分のウ

条例第7条第6号に該当

審議・検討を要する未確定の情報であり、開示することにより意思決定の中立性が損なわれるなど、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ 上記不開示部分のエ

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当

被処分者の具体的な行動や申述内容等、個人の機微にわたる情報が記載されており、開示することにより、公表されることを懸念して詳細かつ率直な申述をちゅうちょするなど、正確な事実関係の把握等が困難になり、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、同施行規則及び奈良県警察職員懲戒等取扱規程に基づき懲戒処分に関する手続きを行っている。

本件行政文書は実施機関が平成23年5月から同年10月までの間に行った懲戒処分について、その手続きに当たり作成又は取得した文書である。

これらの文書には、懲戒処分を受けた職員（以下「被処分者」という。）の情報として所属、氏名、家族、生年月日、事情聴取に対する発言内容等が、懲戒処分の原因となった非違行為に関する情報として事案の概要、被害の状況、被害者の氏名等が記載されている他、懲戒処分に係る量定に関する情報が記載されている。

2 本件決定の妥当性について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影、被処分者及び関係職員の人事事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人事事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について条例第7条第2号に、当該職員の申立て内容、事情聴取内容、身上調査書の一部について条例第7条第2号及び同条第6号に、処分量定の一部について条例第7条第6号に該当すると主張している。

(1) 条例第7条第2号及び同条第6号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

イ 被処分者及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について

諮問実施機関は、被処分者及び関係職員の所属、氏名、生年月日、年齢、経歴、家族関係、印影及び指紋（以下「本件職員等情報」という。）、及び身上調査書の一部並びに被害者及び事案関係者の氏名、生年月日、年齢、住所、勤務先（以下「本件被害者等情報」という。）及び事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について、条例第7条第2号に該当する旨、主張しているので、以下検討する。

（ア）本件職員等情報及び本件被害者等情報について

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

一般に、懲戒処分に至った事案については、報道機関にその概要が公表されるものと考えられる。

この点について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分の公表については、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」において、事案の性質に応じ、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、懲戒処分を科した後速やかに行うものとされているが、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を行うこととされており、本件職員等情報及び本件被害者等情報について、公表した事実はないとのことであった。

実施機関の懲戒処分事案においては、その性質上、被処分者、関係職員、被害者及び事案関係者のプライバシーを侵害することのないよう、特に配慮が必要であると考えられることから、本件職員等情報及び本件被害者等情報について公表した事実はないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

（イ）身上調査書の一部について

本件決定において不開示とされている身上調査書の一部は、被処分者の氏名、採用年月日、号給、給与額、既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由、勤務状態及び成績の良否、平素の行状、その他処分を加重又は軽減すべき事情、処分に対する意見及び被処分者の所属が分かる記述である。

諮問実施機関は、身上調査書の一部について、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張しているので、以下検討する。

身上調査書は、規律違反を認知した際、所属長が本部長宛に提出する文書であり、懲戒処分を行うことの適否や量定を検討する上での基本的な情報であって、全体として、特定の職員の人事管理上の情報である。

したがって、身上調査書の一部は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書アについて、身上調査書は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている

ものではないと考えるのが相当であることから、身上調査書の一部は、同号ただし書アに該当しない。
また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。
以上のことから、身上調査書の一部は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(ウ) 事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部

条例第7条第2号本文には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む旨規定されているが、ここでいう「他の情報」については、開示請求の請求主体に何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件事案は、被害者が発生した事件又は事故（以下「本件事件等」という。）に係る情報であるため、「他の情報」には、本件事件等の目撃者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定において不開示とした、処分理由の一部及び被害の状況については、本件事件等に係る被害者に関する情報であるため、本件事件等を目撃した者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、被害者の情報を新たに了知することも考えられる。

したがって、処分理由の一部及び被害者の状況については、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当すると認められ、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 事情聴取内容及び申し立て内容について

諮問実施機関は、事情聴取内容及び申し立て内容について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

実施機関は、懲戒処分の検討に当たり、原因事案の内容等を把握するため、実施機関が処分対象者や被害者等（以下「処分対象者等」という。）に対し事情聴取を行い、その結果を記載した聴取記録を作成する。また、処分対象者等は、自らが実施機関に対して事案の概要等を申し出るために、当該事案を起こした動機、具体的な発生状況及び被害の状況等を記載した始末書を提出することができる。

本件決定において不開示とした事情聴取内容は、聴取記録に記載された情報であり、申し立て内容は始末書に記載された内容である。

これらはいずれも、実施機関が懲戒処分を検討するにあたり、作成又は取得した文書であって、記載された情報は全て、実施機関の事務に関するものであるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、懲戒処分に係る事実調査は、犯罪捜査としてではなく、任意で行われたものであり、当該聴取内容を公にした場合、聴取した内容が公開されることを前提に事情聴取が行われることになり、その結果、懲戒処分を行うに当たり必要とされる詳細な情報が十分に得られなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

一般に、非違行為を行った者に対する事情聴取を行う際、非違行為を行った者が述べた事実等について、公開されることが前提となれば、事情聴取の対象者が、自身の申述内容が公になることを懸念して正直に申述することをちゅうちょするおそれがあると考えるのが相当である。そうすると、事情聴取内容及び申し立て内容を公にすることにより、懲戒処分の判断に必要な情報が得られなくなるなど、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

これらのことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、公にすることにより、今後行われる同種の事情聴取に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、条例第7条第6号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

エ 処分量定の一部について

諮問実施機関は、処分量定の一部について、条例第7条第6号に該当する旨主張している。

実施機関における懲戒処分の検討の過程について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分については、警察職員懲戒審査委員会に処分案を図り、処分量定を決定しているが、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分案を作成するために、警察庁に処分事案の概要等を送付し、処分量定等について意見を聴取しているとのことであった。

そして、実施機関が本件決定において不開示としている「処分量定の一部」は、実施機関が警察庁に対して協議を行う、処分予定事案に係る処分量定案（以下「本件処分量定案」という。）である。

したがって、本件処分量定案は、警察庁に対する協議案に記載された情報であって、実施機関の事務に関する情報であると認められるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、本件処分量定案を開示することにより意思決定の中立性が損なわれるなど、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある旨説明している。

また、当該意思決定の中立性が損なわれる具体的な原因について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件処分量定案を開示することにより、懲戒処分の原因となった事案に係る懲戒処分を予定されている者及び当該事案の被害者並びにこれらの者の関係者（以下「懲戒処分事案の関係

者等」という。)が、過去の量定案から自らが希望する量定案を探索し、懲戒処分の量定案の作成を担当する職員に対し、当該量定案に相当する処分を強く求めるおそれがあるとのことであった。

先に述べたとおり、処分量定案については、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分案を作成するために、警察庁に意見を聴取するものであって、懲戒処分における量定検討手続の初期段階にある文書であると認められる。

また、懲戒処分の手続については、その決定プロセスの公平性を確保するため、できる限り公にすることが必要である一方で、懲戒処分に係る事案の性質を考慮した場合、懲戒処分事案の関係者等が、今後行われる当該事案の懲戒処分の程度について、自らが希望する量定案を要求するため、過去の事案の量定案の中から自らの主張に合う量定案を探索し、処分の軽重について、著しく強い要望に至ることは十分想定されることである。

そして、懲戒処分の決定プロセスの透明性を確保することの重要性を考慮したとしても、量定決定手続の初期段階の情報である処分量定案を公にすることによって、量定案を作成する職員等に対して、直接著しく強い要望等が行われ、適正な処分量定案の作成に係る事務に及ぼす支障は、看過し難い程度のものであると考えるのが相当である。

これらのことから、本件処分量定案は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、本件処分量定案は、条例第7条第6号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

| | | | |
|--------|-------------|-----------|----|
| ① 開示請求 | 平成24年12月21日 | | |
| ② 決定 | 平成25年7月8日 | 付けで一部開示決定 | |
| ③ 審査請求 | 平成25年7月31日 | | |
| ④ 諮問 | 平成25年8月14日 | | |
| ⑤ 経過 | 令和2年10月29日 | 第246回審査会 | 審議 |
| | 令和2年11月20日 | 第247回審査会 | 審議 |
| | 令和2年12月28日 | 第248回審査会 | 審議 |
| | 令和3年1月29日 | 第249回審査会 | 審議 |
| | 令和3年2月26日 | 第250回審査会 | 審議 |